

西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定案）に対していただいたご意見の概要と西脇市人権施策推進審議会の考え方

1 募集期間: 令和4年11月14日 ~ 12月16日

2 提出件数: 37件(10名)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(0件)

(2) 既に盛り込み済みのもの(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
26	第4章 ○働く人と職場	指針案の中では、「働く人と職場」という課題の設定があるにもかかわらず、労働組合の存在や役割が欠落している。労働組合を無視して経営者(規模の大小を問わず労働者を搾取して経営の基盤とする人たちや法人)に役割を求める「教育・啓発」は頓挫するか、目標を見まちがえて迷走するに違いない。	1	ご意見の趣旨については、本指針(第4章 ○働く人と職場)に含まれているものと考えています。 働く人一人ひとりの人権を大切にしたい働きやすい職場づくりの取組を推進してまいります。

(3) 反映困難なもの(10件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
1	第1章 1 指針改定の趣旨	平成13年の「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」から、人権をめぐる状況が指針策定当時から大きく変化し、新たな人権課題が発生しているとの記載は、何を指しているのか。	1	ライフスタイルの変化や価値観の多様化などの社会情勢の変化と、インターネットによる人権侵害、職場環境、性的指向や性自認に関する人権問題など新たに発生した人権課題を指しています。
6 ~	第2章 4-(1) 人権についての考え	6ページから始まる性別順の表では男性・女性の順になっている。意図せずとも男性・女性の上下関係を示す昔ながらの表記になっているのではないか。	1	男性・女性の順になっていますが、上下関係を示しているものではありません。
7	第2章 4-(2) 人権侵害の経験について	指針案の7ページには「人権侵害をした経験の有無」については、性別と年齢別の表が2つ記載されているが、「人権侵害をされた経験」や「どのような人権侵害があったのか」に関する表が記載されていない。西脇市でどのような人権侵害が発生しているのか記載のない指針で良いのか。	1	ご指摘の表につきましては、「令和元年度人権についての市民意識調査結果報告書」でご確認ください。
27 ~	第4章 ○部落差別(同和問題)	今日では社会問題としての部落問題は解決したと確認できる状況に到達している。今後は、「部落問題」にかかわる特別の行政施策は不要で、これ以上の行政主導の特別対策は、部落問題の解決にとって逆流となるため、「指針」から「部落差別(同和問題)」は削除すべきである。	4	「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、取り組んでまいります。
35	第5章 4 指針の期間と見直し	他市町においては、3年ないしは5年毎に定期的に、意識調査が実施されている。本市も、「必要に応じて意識調査を行い」ではなく、「5年毎に意識調査を行い」に修正いただきたい。	1	本市では定期的な実施ではなく、必要に応じて実施することとしています。

-	-	アンケート調査項目に同和行政と運動の成果、評価を問う設問がないのは不思議である。 全体的には旧同和地区と周辺地域との格差は見られなくなっているからである。地域外と結婚するケースは大幅に増加している。そういうことは書かないのか。 行政が行うアンケートは、「部落」と「差別」は昔も今も変わらない、という結論を求めるためにやっているように思える。新聞やテレビ、ネットも同様である。事実をねじ曲げ、部落問題解決の妨げとなっている。	1	令和元年度に実施した人権についての市民意識調査は、結果を比較するため、兵庫県の調査と同様の設問としています。
-	-	23ページに「2016年に『部落差別解消推進法』が施行され、『部落』という文言が初めて法律名に用いられました。」と明記されているように、「同胞一和」・「同情融和」・「同情宥和」の略語である「同和」は、使用すべきではなく、この法律以前に行政用語として使われていた「同和問題」は「部落問題」に、「同和教育」は「部落解放教育」に改めなければ、法律を遵守していないことになるため、「部落差別(同和問題)」を「部落差別」に変更してはどうか。	1	国や県で使用されている表現であり、原案どおりとします。

(4) その他(26件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
18 ～	第4章 個別の人権課題にかかる施策の推進	指針案では、「個別の人権課題」として18課題に対する「教育と啓発」施策の在り方が示してある。どの問題も大事な課題であるが、人権問題の全てではない。教育と啓発で解決される問題でもない。人権問題の根源には行政権力や社会権力の人権侵害や横暴が必ずあり、人権教育・啓発は、それら根源的な人権侵害や差別を覆い隠す方便などに利用されている。人権問題を差別問題や市民間の矛盾、18ばかりの課題に限定して矮小化する人権教育・啓発には反対である。	1	ご意見として承ります。
18 ～	第4章 障害のある人	「障害のある人に関する人権問題」一つをとってみても、課題・存在を一つずつ具体的に改善することなくして、障がいを持った人たちの人権を保障することにはならないでしょう。発達保障と統合教育という難しい問題はありますが、障がいを持った子どもたちが信じられないような劣悪な教育環境に置かれているところから、特別支援教育を実質的に改善していくために定員や校舎建設やらをすすめていくことが求められます。彼らの置かれている存在を改善し、共に生きる社会の一員として、意識の上でも共同するのです。	1	ご意見として承ります。
21 ～	第4章 子ども	子どもの貧困が急速に広がっている。子どもの人権を守るためには、保護者や大人の人権が守られる必要がある。そして、子どもと教育を金儲けの種にしようとする新自由主義を容認しない教育政策が求められている。	1	ご意見として承ります。
23 ～	第4章 高齢者	高齢者にとって切実な年金、医療、介護などの問題は決して個人の問題ではない。「保険あって医療介護なし」という高齢者いじめを許さない社会保障制度の拡充が求められている。行政責任を回避する「自助・互助・共助・公助」のごまかしは許されない。	1	ご意見として承ります。
25 ～	第4章 女性	西脇市役所の雇用の実態はどうなっているのか。非正規雇用の割合はどうなっているのか。とりわけ女性の割合を明らかにしたい。管理職登用の実態についても明らかにしたい。	1	西脇市職員及び管理職の男女別人数につきましては、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。
28	第4章 部落差別(同和問題)	指針案28ページでは、「部落差別などの同和問題に関して、あなたは現在どのような人権問題が起きていると思うか」という設問に対して、「結婚問題での周囲からの反対があること」と答えた割合が「32.9%」であったということを引用している。これは若者たちの通婚の実例をみれば現実とはかけ離れたものである。 市民(回答者)の「意識」の中には同対審答申が出された当時の古い暗い印象などが混然として残っており、「意識調査」の設問としてはふさわしくないものである。それを意図的に引用するのはフェアではない。 また、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」と答えた割合が「20.8%」であったことも引用している。市民が居住地を選択するのは自由である。	1	ご意見として承ります。

28 ~	同上	<p>「部落差別が現在もなお存在することを国が公式に認めた」という西脇市の認識について(28ページ)</p> <p>指針案は、部落差別解消推進法が「部落差別が現在もなお存在する」と規定したことを喜々として喜んでいるようである。部落差別解消推進法には「部落差別」という言葉が出てくるが、解消をめざすはずの「部落差別」の定義がない。定義もなく何を目標にするのか。恣意に任されるということでは、いつまでいっても「部落差別」はなくなる。そのことを見込んで、法律に「部落差別」の言葉を冠に被せたのか。</p> <p>部落差別の定義を持たないまま、喜々として部落差別が存在するなどという非科学的な立場から教育や啓発を押しつけられたのでは、市民は迷惑この上ない。</p>	1	「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、取り組んでまいります。
29 ~	第4章 ○外国人	<p>在日の人たちは、日本に生まれ、生活し、労働し、日本人と同じ法律に従って納税もしている。朝鮮人学校等に対する差別的な取扱いなどは即刻改善すべきである。</p> <p>北朝鮮と日本の間では、国交も断絶状態である。拉致事件の解決については、対決姿勢だけでは解決できない。戦争に対する責任を明確にし包括的な和平の枠組みを作り外交関係を築き発展させるべきだと思う。</p> <p>政府の労働政策によって外国人労働者を多数受け入れている。外国人労働者を使役人扱いの労働力とみて人間扱いしない政策が続いている。入管行政については、外国人敵視が一貫している。在留資格のない外国人は、それだけで犯罪者のように扱われる。このような人権侵害は許されない。「教育・啓発」以前の問題である。</p>	1	ご意見として承ります。
-	-	<p>「部落差別解消推進法」に関して、参議院では、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」など、異例の付帯決議がついている。付帯決議を含めて市民に正しく説明する必要があり、法律の勝手な解釈は慎むべきである。</p>	2	市民に対しては、県作成のリーフレット等を活用し、正しい法律の理解について啓発を行っています。引き続き「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、取り組んでまいります。
-	-	<p>「実態把握」調査などは、旧同和地区と住民を洗い出すものである。行き過ぎた意識調査は、それ自体が国民の内心の自由を侵害する。こんな調査は、日常分け隔てることなく地域で生活する住民に対して、旧住民とそうでない者という新たな壁を作り出す危険性がある。それを市はやろうとしているのか。</p>	1	「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、取り組んでまいります。
-	-	<p>全体的に「推進する・目指します・努めます・自主的に取り組むこと」の期待・支援の充実」等の言葉が多い。</p>	2	本指針は、人権が尊重される社会づくりに向け、「人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進」について、基本的な方向性を示すもので、具体策を示すものではありません。
-	-	<p>物価の高騰、貧困格差の増大、インターネットによる誹謗中傷、年金改悪、医療・介護難民、感染症に対する対応、幼児から高齢者の虐待、原発事故への無責任対応、子どもの人権、女性の人権、障害者の人権等々多種多様な問題や課題がある。教育や啓発だけで人権が本当に守られるのか。</p>	4	本指針は、人権が尊重される社会づくりに向け、「人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進」について、基本的な方向性を示すものです。
-	-	<p>人権文化という言葉の使用について、また「人権文化」が根付くとはどのようなことか。</p>	4	「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭、地域、職場、学校などにおいて生活文化として定着していることを表します。兵庫県などでも使用しています。

-	-	人権についての市民意識調査で、「経験した人権侵害の内容」の設問に係る選択肢の中に、「部落差別」又は「同和問題に関する差別」の選択肢がない。表現が問題であれば、「出自に関わる嫌がらせ」としても、項目があれば、市民の中での差別の実態が、少しは示せたかと思いますが、調べてもないものを、いかように議論するのか。	1	令和元年度に実施した人権についての市民意識調査は、結果を比較するため、兵庫県の調査と同様の設問としています。この設問では、人権課題の項目ではなく、実際に受けた行為が選択肢となっています。
-	-	市民の人権にとって利が薄く害が多い指針(案)は必要ない。撤回して欲しい。	1	本市では、全ての人々の人権が尊重される取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。
-	-	生活保護世帯の子どもが大学等に進学する場合、厚生労働省の定める通知では世帯分離の扱いとなり、世帯員として扱われないことになる。そのため、世帯としてはその子どもの分の生活扶助費が減額され、一方子どもは奨学金やアルバイト収入で学費や生活費を賄わなければならないことになる。結果的には、生活保護家庭の子どもは大学教育から排除される。これは国や行政による明らかな差別、不当扱いである。このような事態が続く限り、生活保護バッシングは拡大し、国民のセーフティーネットは役割を果たさない。	1	ご意見として承ります。
-	-	国の公権によって個人の人権を妨げてはいけない。「人権文化」「共生社会」と住民に押し付けないでほしい。また市の職員が人権侵害の共犯者にならないように願いたい。他の市町では、部落差別を冠した条例がつくられたが、このような条例は部落問題解決の歴史に逆行して部落差別を固定化、永久化しかねない。指針が、憲法が権力の攻撃から国民の基本的な人権を擁護するために幅広く規定した条項を強化するものとなるよう期待する。	1	ご意見として承ります。
-	-	1945年、先の大戦で我が国は、人類初の原子爆弾を広島・長崎に投下され、全世界で2000万人を超える犠牲者を出して終戦を迎え、その教訓から戦争放棄・国民主権の新しい憲法をつくりました。人権教育は非常に大切で、①日本国憲法前文②第3章国民の権利及び義務を、学校教育の一環として副読本を作り、普段の授業に取り上げ教えるべきではないか。	1	ご意見として承ります。